令和2年度(2020年度)行政評価シート【個表】

令和 2 年 8 月 14 日

						11H C	<u> </u>	/ 1	17	1
評価対象事業			評価者	都	市景観課長		奥山 亻	言治		
都景-05 ───	実施事業	都市景観形成事業	自治事務	主管課	都市景観課					
	まち・ひと・しごと	御叩京観形队争未 □	法定受託事務	関連課						
総合計画上の 位置付け	分野	都市景観	施策の方針	良好な都市	景観形成事業	の推進				

事業の目的

2 令和元年度(2019年度)に実施した事業の概要

市民等 象 景観法の活用により、開発行為や建築行為等に対する景観誘導、市民・事業者への普及・啓発・支援、行政の先導的な都市景観形成事業の推進を図るため。 义

古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観を守り、つく

り、育てることにより、潤いと安らぎのある快適なまちづくりを図る。

古都としての風格ある都市景観形成を推進するための調査や助成などを行っ

・景観計画、景観地区等による良好な景観の形成を推進した。

・屋外広告物について、普及啓発を行うとともに、鎌倉市屋外広告物条例の制定 を含めた適正な規制・誘導策の検討を行った。

・景観上重要な建造物等の保存活用を図った。

3 事業費等基礎データ

データ の	データ区分	30年度(2018年度)決算	01年度(2019年度)決算	データ区分	02年度(2020年度)当初予算	備 考
	人口	176,308人	176,436人	人	176,608人	•各年3月31日
	世帯数	81,763世帯	82,444世帯	世帯数	83,058世帯	(住民基本台帳)
	事業の対象者数			事業の対象者数		
	決算値(千円)	59,495	31,084	当初予算(千円)	33,623	
渾	国県支出金	17,246	1,066	国県支出金		
営	地方債			地方債		
運営資源	その他	16,113	22,944	その他	33,623	
	一般財源	26,136	7,074	一般財源	0	
状	人員配置数	6.0	5.0	人員配置数	5.0	
況	八貝癿但奴	0.0	5.0	会計年度任用職員配置数	0.0	
	人 件 費(千円)	46,326	40,377	人 件 費(千円)	39,618	
事	総事業費(千円)	105,821	71,461	総事業費(千円)	73,241	
経業 費運	市民1人当りの 経費(円)	210	405	市民1人当りの 経費(円)	415	
	対象者1人当り の経費(円)			対象者1人当り の経費(円)		

4 計	竹田	1. 枯果		※「効率性」「妥当性」「有効性」」公平性」「協働」については、ブルダウンで選択。						
効 率 ′	性	事業費に削減余地はないか		2. ない						
%) + 11		関連・類似事業との統合はできないか		3. 統合できない						
	事業の実施に対する市民ニーズはあるか			2. 増大している						
妥当性		事業の廃止・休止による市民生活への影	響は大きいか	3. 廃止・休止による影響は大きくある						
		今後も市が実施すべき事業か		5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後も市が実施する必要がある						
士 怂 ,	h#-	事業の成果は得られているか		2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である						
有効	生 事業の上位施策に向けた貢献度は大きいか			3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している						
公平	性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	△-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない						
				○-1. 既に市民等と協働して事業を実施しているが、協働のあり方等の見直しが必要である						
協(働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施	協働実施済の場合のパートナー 違反屋外広告物除却協力員、景観整備機構						
		□ a:事業内容を見直す ⇒	<mark>見</mark> □ 拡大	96						
事業		■ b:事業内容は現状通りとする	<mark>種直</mark> 類し □ 縮小	<mark>内直</mark> 、						
内容0 方向性		□ c:事業を休止又は廃止する	<mark>の</mark> 🗆 その							
		□ d:他事業と統合し、本事業は廃止	する	事業へ統合						
予算		□ A:予算規模を拡大する ■ B:予算規模は現状維持とする □ C:予算規模を縮小する ■ A:予算規模を縮小する ■ B:予算規模を縮小する		'						
規模0	規模の			・今後は屋外広告物の市独自条例の制定とそれに伴う違反対応の強化などに対する人員の確保などが必要となるため、事業予算の調整が必要である。						
方向性	生			の八気・ハ西といるこれ 石文 こののに・ハ、テ 水 1 井・ノ 脚正れ 石・久 (のの)						
		と見らさが見知形式のたよの物業を	仁 マン・フルル	よぶとてわじ、古兄の見知とウスミレナス辛齢は仕分しして言いてしなく てのとこれ古						

・住民目らが景観形成のための協議を行っている地域があるなど、市民の景観を守ろうとする意識は依然として高いことから、そのような市

民のニーズに応えていくためにも今後も市が積極的に対応していく必要がある。

・令和元年度(2019年度)に若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインを策定し、令和2年度(2020年度)から運用を開始するなど、景観計 画・景観地区等による良好な景観の形成を着実に推進している。

・屋外広告物の除却キャンペーン等を通じて、適正な規制・誘導策の検討及び普及啓発を行うなど、古都としての風格ある都市景観形成を推進している。また、違反屋外広告物除却協力員制度により市民と協働して事業を展開し、適切に運用している。 ・平成29年(2017年)3月に景観計画を改定し、令和8年(2026年)までの概ね10年間を期間とする新たな計画を策定した。また、それに伴 い、都市景観条例を一部改正し、平成29年(2017年)7月1日に施行した。

今後も、鎌倉らしい都市景観の創出のため、市独自の屋外広告物条例の制定に取組む必要がある。

総評 (評価に 対する 考え方、 根拠等)

令和元年度(2019年 ・鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、現状の違反看板への対応を強化するとともに、引き続き関係機関との調整を図 度)事業実施にあたっ ・旧村上邸の活用を開始し、引き続き、近隣住民や保存活用事業者と保存活用のための協議を行う。 ての課題 (前年度未解決の事項 ・若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン作成に向けて、景観整備機構と協働して取組む。 を含む) 歴史的建造物の橋渡し制度を構築する。 ・現状の違反看板への対応強化に向けて、関係課との調整を図るなど、課題解決に向けた取組みを 行った 解決 ・旧村上邸の保存活用事業主体と5月から約10年間の定期建物賃貸借契約を締結し、企業の研修所 課題解決のために行っ や市民の文化活動の場としての利用を開始した。 た令和元年度 ■ 一部解決 ・若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインを策定した。策定に当たっては、地元商店会等の意見を尊 (2019年度)の取組 重するため、ワークショップを実施した。 未解決 ・維持が困難となった建物をそのままの状態で活用していただける方へ橋渡しするための制度を創設し た(「鎌倉市景観保存建築物の保存活用の推進に関する要綱」の制定)。 ・鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、地元との調整を図るとともに、現状の違反看板への対応を強化するため、引き 続き関係課と連携して取組む。 未解決の課題、新たな ・旧村上邸の保存活用について、引き続き、近隣住民や保存活用事業者と協議を行いながら対応する。 課題とその理由 ・景観整備機構と連携して、若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用を図る。

・歴史的建造物の橋渡し制度の周知とともに、円滑な運用を図る。

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	景観地区の指定面積・地区数								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	232.0ha	63.1ha	0	0	0	0	0	0	0
	2地区	2地区							_

当該事業実施に伴う 他市比較に関する 考え方 ・景観地区とは建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の最高限度、敷地面積の最低限度等について都市計画決定するものであり、全国で29市町、50地区が指定されている(平成31年3月31日現在)。関東では、東京都葛飾区1地区(132.24ha)、江戸川区4地区(31.8ha)、鎌倉市2地区(232ha)、藤沢市2地区(63.1ha)の計9地区が指定されている。

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容 違反屋外広告物除	却件数				単位		票の i向	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	平成30年度
屋外広告物の適正な規制・誘導	目標値	-	ı	-	ı	200	200	(2018年度) から指標化し
を図ることは、古都としての風格 ある都市景観形成の推進に資す		(146)	(101)	(364)	(243)	157	193	たものであ
るものであるため。	達成率	-	-	-	-	78.5%	96.5%	る。

当該事業実施に伴う 指標の推移に関する 考え方

違反屋外広告物の除却件数が目標値を下回っていることは、違反屋外広告物の掲出が当初の見込み値より下回っていることを示すものであり、市の違反屋外広告物に対する取組みの成果であると考えられる。